

各指定地域密着型介護老人福祉施設管理者  
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者  
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者  
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者  
各和歌山県所管介護医療院管理者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
長寿社会課介護サービス指導室長  
( 公 印 省 略 )

### 災害時の重要施設に係る情報共有について(照会)

平素より、和歌山県福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

近年、大規模災害時における重要施設に対する燃料供給に関して、全国的に燃料確保及び燃料供給体制等が検討されている状況であり、本県においても、治水施設、病院及び高齢者施設等を含め検討を行っているところです。

つきましては、非常用電源用燃料タンクが設置されている高齢者施設等を重要施設として指定することを考えておりますので、貴施設において定置式の非常用電源用燃料タンクが設置されている場合、別紙様式に内容を記入いただき、下記提出期限までに回答いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 調査対象

- ①(地域密着型)介護老人福祉施設
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設
- ④介護医療院

#### 2. 調査内容

上記施設における定置式の非常用電源用燃料タンクの設置の有無及び非常用電源用燃料タンクの詳細内容

#### 3. 提出期限

令和3年5月21日(金)  
(※該当がない場合、回答不要)

#### 4. 提出方法

別紙様式に内容を記入の上、電子メールにより提出  
・様 式:きのくに介護 de ネットに掲載  
(アドレス: <https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>)  
・提出先: [e0403004@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0403004@pref.wakayama.lg.jp)

※ 重要施設とは、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する施設です。

重要施設に登録されることで、災害時に自力での燃料調達が困難な場合、都道府県に対して燃料供給を要請することができるようになります。

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局  
長寿社会課 介護サービス指導室  
TEL:073-441-2527 FAX:073-441-2523  
E-mail:e0403004@pref.wakayama.lg.jp